

岐阜県立学校学習者用タブレット貸与に係る遵守事項

- 1 利用者は、専用充電保管庫から貸与物品を取り出した際には、細心の注意を払って管理しなければならない。
- 2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1)貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
 - (2)貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3)貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
 - (4)貸与物品を学習活動以外に使用すること。
 - (5)貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
 - (6)貸与物品に学校長の許可なくソフト（アプリ）をインストールすること。
 - (7)学校長が定める学習者用タブレット取扱いガイド等に反する行為を行うこと。
 - (8)その他学習者用タブレットの貸与の目的に反すること。
- 3 利用者は、県教育委員会又は学校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があつたときは、その指示に従わなければならない。
- 4 前3項の規定によるものほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1)貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行うこと。
 - (2)必要に応じて、県教育委員会又は学校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。
- 5 利用者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。
 - (1)在籍する県立学校以外場所における貸与物品の充電に係る経費
 - (2)学校間総合ネット通信以外のインターネット通信に係る経費
- 6 利用者は、貸与物品の紛失・盗難があったとき又は貸与物品が毀損したときは、直ちに学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・毀損届を学校長に提出しなければならない。
- 7 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は過失によるものと認められるときは、利用者がその現品又は対価を弁償しなければならない。
- 8 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。
- 9 貸与物品の使用にあたり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合には、県はその責任を負わない。
- 10 貸与期間中であっても、利用者が休学等により学校長が定める期間を超えて登校できない場合等は、貸与を取り消されることがある。この場合において、利用者は、学校長が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
- 11 前項に定めるものほか、利用者は、学校長が定める貸与期間終了日までに貸与物品を返却しなければならない。
- 12 利用者は前2項の規定により返却を要する日までに返却せず、学校長が再度返却を求めた期日にも返却しないときは、貸与物品の価額を弁償しなければならない。
- 13 利用者の親権者又は未成年後見人は、第5項、第7項から第9項まで及び前項の規定により利用者が負担すべき一切の債務について利用者に連帯して保証しなければならない。
- 14 利用者には、貸与物品に係る所有権は帰属しないものとする。
- 15 その他学習者用タブレット等の利用に関しては、県教育委員会及び学校長の指示に従わなければならない。